

第5回

佐賀市不法投棄防止対策協議会

日時:令和7年10月15日(水)
場所:清掃工場 2階大会議室

1

佐賀市の不法投棄の現状と対応

2

2

ごみの不法投棄(ポイ捨て)とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第16条(投棄禁止) 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

「不法投棄」=廃棄物を適正に処理せず、捨てること。

※空き缶、ガムの包み紙、たばこの吸い殻などのポイ捨ても不法投棄。

第16条の2(焼却禁止) 何人も、廃棄物を焼却してはならない。

剪定した枝や葉、草も燃やすことは禁止されている。【農作物の焼却は例外規定】

第25条(罰則) → 厳しい罰則規定

罰
則

5年以下の拘禁刑もしくは1000万円以下の罰金(法人は3億円)
*未遂行為や共犯者も罰せられます。

3

3

主な不法投棄の事例 (令和6年度実績)

4

4

事例1 水路 西与賀高太郎(元相応)



5

5

事例1 水路 東与賀町飯盛



6

事例2 水路 本庄町大字本庄



7

7

事例3 道路 久保泉町大字下和泉



8

8

事例4 道路沿いの林 富士町大字大野



9

9

事例5 川沿いの道路 金立町大字薬師丸



10

10

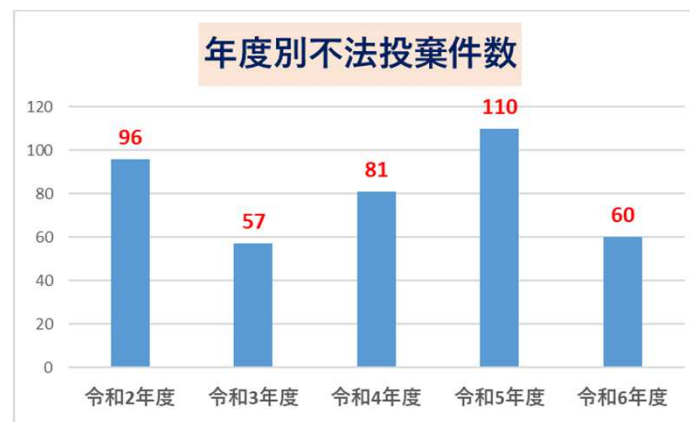
不法投棄されやすい場所の特徴

- ・人目につきにくい場所
- ・草が生い茂っている場所
- ・ごみが放置してある場所
- ・車が止めやすい場所
- ・山、河川、農地

11

11

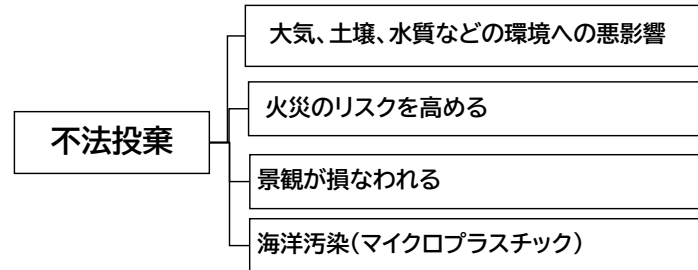
佐賀市の不法投棄(粗大ごみ、家電)の現状



12

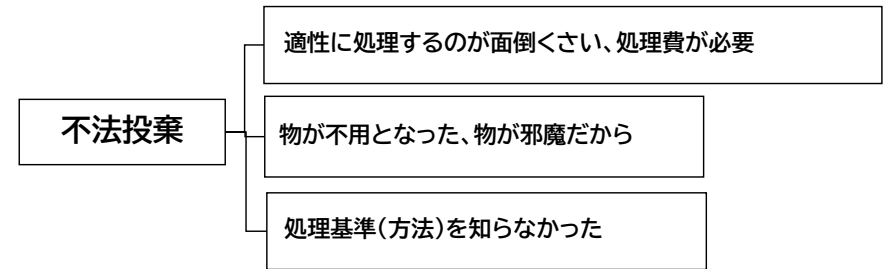
12

ごみの不法投棄が与える影響



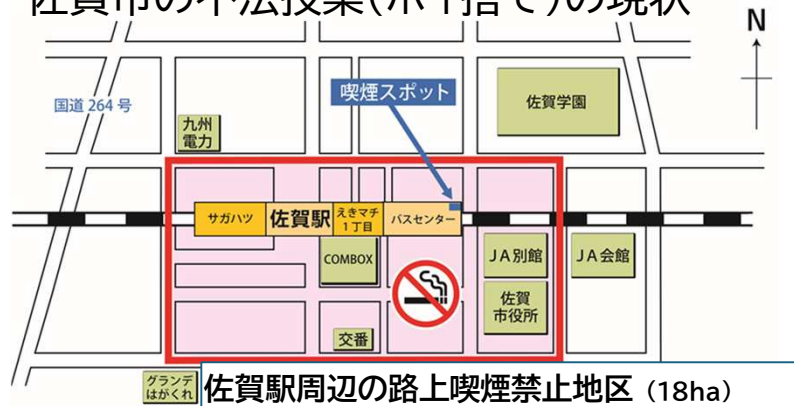
13

ごみの不法投棄 理由



14

佐賀市の不法投棄(ポイ捨て)の現状



15

佐賀市の不法投棄(ポイ捨て)の推移

◎たばこポイ捨て件数(令和3年度~6年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和3年度	367	276	279	347	286	309	285	258	210	291	307	299	3,514
令和4年度	274	453	311	344	280	421	308	288	344	442	306	443	4,214
令和5年度	494	631	414	451	469	267	409	476	278	426	374	337	5,026
令和6年度	361	434	192	312	479	229	381	308	238	687	418	428	4,467

16

16

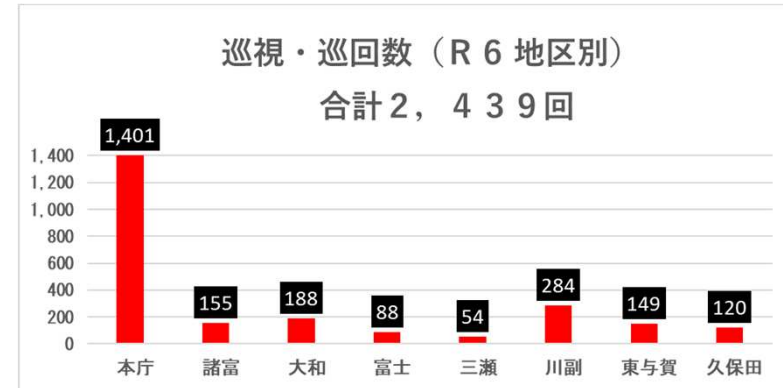
不法投棄防止対策について【巡回】



17

17

不法投棄防止対策について（巡回回数）



18

18

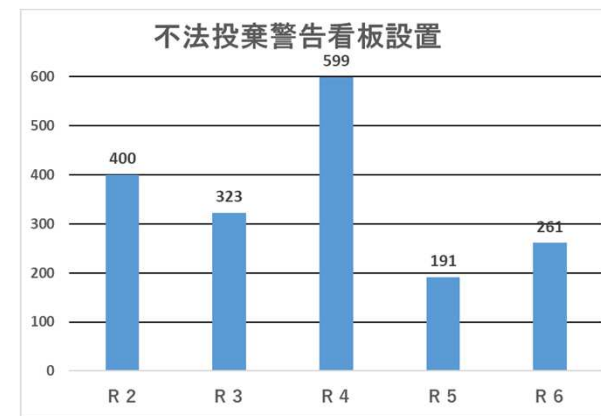
不法投棄防止対策について【看板】



19

19

不法投棄防止対策について（警告看板）



20

20

不法投棄の防止対策について

監視カメラ



21

不法投棄の防止対策について

監視カメラ設置(地区別)



22

不法投棄防止対策 (市報掲載)

市報さがSAGA

令和6年
11月11日
No.459 NOVEMBER 2024

不法投棄は犯罪です!

不法投棄は深刻な環境問題を引き起こすほか、火災の原因となることもあります。ものが不用となり、処理がめんどくさいなどの理由でゴミを捨てる身勝手な行動は、決して許される行為ではありません。

市では不法投棄防止のため、巡回・巡回パトロールの実施、監視カメラ、警告看板の設置等を行っていますが、市が認知している不法投棄件数は、近年増加傾向にあります。今後も不法投棄減少に向け取り組みが重要です。市民の皆さんの協力が不可欠です。

不法投棄を発見した場合は、市環境保全課へ通報してください。ご協力をお願いします。

ごみは絶対に捨てないでください

不法投棄禁止

捨てた方は、法律により罰せられます。

お問い合わせ先
環境保全課
TEL: 22-2436
FAX: 22-2435
E: kankyochozen@city.saga.jp
QRコード

23

23

不法投棄の防止対策について (市HP)

『不法投棄』について

更新: 2025年08月4日

不法投棄 (ポイ捨て) とは

ごみを適正に処理せず、山林、原野、海岸、空き地、道路、水路、公園等に捨てる行為をさします。

不法投棄 (ポイ捨て) は法律で禁止されており、不法投棄を行った者は、法律によって罰せられます。



24

24

